

札幌市避難場所基本計画見直し検討委員会設置要綱

〔平成30年7月12日
危機管理対策室長決裁〕

(設置)

第1条 札幌市避難場所基本計画の見直しにあたり、学識経験者、関係団体及び市民等の意見を幅広く反映することを目的として、札幌市避難場所基本計画見直し検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱第2条第2号に規定する「懇話会」とする。

(組織)

第2条 委員会は、17名の委員で組織する。

2 委員は、学識経験者、関係団体及び市民その他危機管理対策室長が適当と認める者のうちから危機管理対策室長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱日から平成31年3月31日までとする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会の議長となり、会務を統括する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめその指定する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 第2条に規定する委員が会議に出席できないときは、あらかじめ届け出た代理委員が出席することができる。

3 委員長は、検討を進めるにあたり必要があると認めるときは、会議において関係者の出席を求め、その意見、説明及び資料の提出を求めることができる。

4 委員に対して、会議1回の出席につき謝礼として12,500円を支給する。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で協議の上、委員長が別に定める。

(廃止)

第7条 委員会は、平成31年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年7月12日から施行する。